

議案第66号

北海道市町村総合事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を次のように変更するものであります。

令和2年9月1日提出

芽室町長 手島 旭

北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

北海道市町村総合事務組合規約（平成31年2月22日市町村第1877号指令）の一部を次のように変更する。

別表第1石狩振興局（12）の項中「（12）」を「（11）」に改め、「札幌広域圏組合」を削り、同表渡島総合振興局（16）の項中「（16）」を「（15）」に改め、「山越郡衛生処理組合」を削り、同表空知総合振興局（32）の項中「（32）」を「（31）」に改め、「奈井江、浦臼町学校給食組合」を削る。

別表第2の9の項中「札幌広域圏組合」、「山越郡衛生処理組合」及び「奈井江、浦臼町学校給食組合」を削る。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。

説 明

札幌広域圏組合、山越郡衛生処理組合及び奈井江、浦臼町学校給食組合が解散、脱退したことに伴い、本規約を変更しようとするものであり、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約新旧対照表

改正案		現 行	
<p>附 則（令和元年市町村第1105号指令） （略） 附 則 この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第28 6条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。</p> <p>別表第1（第2条関係） 組合を組織する地方公共団体</p>		<p>附 則（令和元年市町村第1105号指令） （略）</p> <p>別表第1（第2条関係） 組合を組織する地方公共団体</p>	
管内	市町村・一部事務組合及び広域連合	管内	市町村・一部事務組合及び広域連合
石狩振 興局 <u>(11)</u>	（略）、石狩教育研修センター組合、北海道 後期高齢者医療広域連合（略）	石狩振 興局 <u>(12)</u>	（略）、石狩研修センター組合、 <u>札幌広域圏 組合</u> 、北海道後期高齢者医療広域連合（略）
渡島総 合振興 局 <u>(15)</u>	（略）、長万部町、南渡島消防事務組（略）	渡島総 合振興 局 <u>(16)</u>	（略）、長万部町、 <u>山越郡衛生処理組合</u> 、南 渡島消防事務組合（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
空知総 合振興 局 <u>(31)</u>	（略）、長幌上水道企業団、南空知公衆衛生 組合（略）	空知総 合振興 局 <u>(32)</u>	（略）、長幌上水道企業団、 <u>奈井江、浦臼町 学校給食組合</u> 、南空知公衆衛生組合（略）

改正案		現行	
(略)	(略)	(略)	(略)
別表第2 (第3条関係)		別表第2 (第3条関係)	
共同処理する事務	共同処理する団体	共同処理する事務	共同処理する団体
1～7 (略)	(略)	1～7 (略)	(略)
8 (略)	(略)	8 (略)	(略)
9 地方公務員災害補償法 (昭和42年法律第121号) 第69条の規定に基づく非常勤の職員の公務上の災害又は通勤によ	(略)、石狩教育研修センター組合、北海道後期高齢者医療広域連合、道央廃棄物処理組合、南渡島消防事務組合(略)、長幌上水道企業団、南空知公衆衛生組合 (略)	9 地方公務員災害補償法 (昭和42年法律第121号) 第69条の規定に基づく非常勤の職員の公務上の災害又は通勤によ	(略)、石狩教育研修センター組合、 <u>札幌広域圏組合</u> 、北海道後期高齢者医療広域連合、 <u>道央廃棄物処理組合</u> 、 <u>山越郡衛生処理組合</u> 、南渡島消防事務組合(略)、 <u>長幌上水道企業団</u> 、 <u>奈井江</u> 、 <u>浦臼町学校給食組合</u> 、南空知公衆衛生組合 (略)

改正案		現 行	
る災害に 対する補 償に関す る事務		る災害に 対する補 償に関す る事務	
10 (略)	(略)	10 (略)	(略)